

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会役員及び職員等の旅費に関する規程

平成20年3月27日
規程第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、業務のために旅行する役員及び職員等(以下「職員等」という。)に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会定款第6条、第18条に規定する役員等、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員等就業規程(平成18年規程第10号)第3条、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会嘱託職員就業規程(平成27年規程第3号)第2条、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会非常勤職員就業規程(平成27年規程第2号)第2条に規定する本会職員等をいう。
 - (2) 任命権者 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会定款第18条に規定する会長をいう。
 - (3) 内国旅行 本邦における旅行をいう。
 - (4) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (5) 出張 職員等が業務のため一時その在勤所を離れて旅行することをいう。
 - (6) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全域)をいい外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、市の存する地域をいう

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

- 2 職員等又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - (1) 職員等が出張のための内国旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。)には、当該職員等
 - (2) 職員等が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - (3) 職員等が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員等
 - (4) 職員等が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
- 3 職員等が前項第1号の規定に該当する場合において、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員就業規程第22条第1項第2号、第3号、第4号又は第26条、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会嘱託職員就業規程(平成27年規程第3号)第10条、又は第37条、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程(平成27年規程第2号)第10条又は第35条の規定により退職となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の

規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員等が、当該職員等の任命権者以外の機関の依頼に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の規程等に特別の定めがある場合その他本会費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前項の規程により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で要綱で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で要綱で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくは旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に掲示して行わなければならない。ただし、これを掲示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に掲示しなければならない。
- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、要綱で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じて1夜当たりの定額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について定額等により支給する。

11 内国旅行のうち第19条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

12 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第8条の2 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊費は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第9条 1日の旅行において、宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書

類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、要綱で定める。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、その急行料金は次のいずれかに該当する場合に限り支給する。
 - ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のものただし、2以上の特別急行列車を運行する線路を乗り継ぐ旅行の場合には、1線路につき片道50キロメートル以上のもの
 - イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金を支給する。

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「船賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、2等の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、前路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 県内への旅行の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1のとおりとする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食事料)

第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食事を要する場合に限り支給する。

(日額旅費)

第19条 第6条第1項に掲げる普通旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。

(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これに類する目的のための旅行

(2) 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員等の出張

2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、要綱で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この規程で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 公用車以外の交通機関を利用して旅行した場合その実費額

(2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1及び別表第2の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 在勤地以外の同一地域内の旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

ただし、鉄道80キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により、職員等が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

（遺族の旅費）

第23条 第3条第2項第2号の規定により職員等が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、本邦内の旅行について支給する旅費は前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食事料又は本邦に到着した日までの食事料については、この章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第25条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級は、3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の階級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃

(4) 業務上の必要により、別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金

（船賃）

第26条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。

以下この条において「船賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 最上級の運賃を3以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

（航空賃及び車賃）

第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の階級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当)

第28条 日当の額は、別表第2の定額による。

(宿泊料及び食事料)

第29条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第25条に規定する鉄道賃に寝台料金が含まれている場合の宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食事料の額は、別表第2の定額による。

4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

(旅行雑費)

第30条 旅行雑費額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入国税の実費額による。

(死亡手当)

第31条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員等が第3条第2項第4号の規定に該当しかつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員等の本邦における在勤地を旧在勤地とみなして第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第22条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第32条 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の宿泊料。ただし、宿泊料については30夜分を超え

ることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。

(旅行手当)

第33条 第6条第12項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が会長と協議して定める。ただし、その額は当

該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には会長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第35条 任命権者は、職員等について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員等に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の規定の例による。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 16 条, 第 17 条, 第 18 条関係)

内国旅行の旅費

区 分	車賃(1 km に つき)	日当(1 日に つき)	宿 泊 料		食料(1 夜 につき)
			県 外	県 内	
職員等	37 円	2,000 円	12,000 円	11,000 円	1,800 円

備考

- 1 宿泊料については, 上記金額以内の実費とする。

別表第 2

外国旅行の旅費(第 28 条, 第 29 条, 第 30 条)

区分	日当(1 日につき)			宿泊料(1 夜につき)			食料 (1 夜 につき)	死亡手当
	指定都 市	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方		
職員等	6,200 円	5,200 円	4,200 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	5,800 円	500,000 円

備考

- 1 指定都市とは, 支給規程第 17 条に規定する都市の地域をいい, 甲地方とは, 北米地域, 欧州地域及び大洋州地域として支給規程第 18 条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい, 乙地方とは, 指定都市及び甲地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。